

東谷自治会コミュニティハウス利用規約

1、管理・運営

東谷自治会コミュニティハウス(以下、東谷コミュニティハウス)の管理は、設立者たる東谷自治会が行う。

2、備品・設備

東谷コミュニティハウス内の設備・備品等は管理者たる東谷自治会の管理下におくものとする。

3、東谷コミュニティハウス及び、物品の利用

利用に当たって以下のことを守らねばならない。

(ア)使用者

東谷自治会会員(以下、組合員)及び、これに関係するもの。

営利を目的とするもの、業者の使用は受け付けない。

非会員の使用は管理者の許可の上、別紙使用願い提出し利用する。

(イ)火器具の使用について

使用後は、ガスの元栓を確認すること。

(ウ)施錠について

使用者は、使用後全ての出入り口の鍵を必ず掛けること。

(エ)水道・電気器具の使用について

使用後は、水道の蛇口及び元栓を必ず締めること。

またエアコン、換気扇他のスイッチを切ること。

(オ)各施設は、大切に使用し、掃除・後片付けを行うこと。

使用後は、座布団を干し収納すること。

4、使用料

各利用料は以下に定める。[別紙参照](#)

備品の利用に当たっては、下記の鍵管理人または組合役員へ口頭にて願い出ること。

使用後は、当該使用料は10日以内に組合会計に持参のこと。

駐車場利用に際しては、地区役員に事前申し出を行うこと。

尚、原則組合員以外の使用は禁ず。

5、使用簿は、必ず必要事項を記入すること。

6、万が一、コミュニティハウスの設備に異常が発生したときには、直ちに組合長に連絡のこと。また備品破損時には、弁償していただくこともある。

7、鍵管理人は、上・中・下の常会長、組合長、松岡祥和、柴田明佳宅である

8、この規約は、平成16年1月1日から施行する。

平成19年1月1日より、本改訂版を施行する。

平成28年8月21日より、本改訂版を施行する。

平成30年5月1日より、生産組合解散に伴い文言の変更し、本改訂版を施行する。